

江東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）に対応して、旅館業法において、営業者の宿泊拒否の制限に関する事由が追加された。これにより、条ずれが生じたため必要な改正を行うとともに、規定を整備するため、本条例を一部改正する。

2 改正の概要

- (1) 第8条の「法第5条第3号」の表記を「法第5条第1項第4号」にする改正を行う。
- (2) その他規定を整備する。

3 施行期日

規則で定める日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

江東区旅館業法施行条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第4条 申請予定者は、前条の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、関係住民に対し、説明会の開催又は戸別訪問(以下「説明会等」という。)により旅館業営業計画について説明し、その内容を区長に報告しなければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の承継、<u>名義変更</u>及び業種変更については、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第8条 法第5条第<u>3</u>号の規定による条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第9条～第18条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第4条 申請予定者は、前条の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、関係住民に対し、説明会の開催又は戸別訪問(以下「説明会等」という。)により旅館業営業計画について説明し、その内容を区長に報告しなければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の承継及び業種変更については、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第8条 法第5条第<u>1</u>項第<u>4</u>号の規定による条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第9条～第18条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p>